

豊山町歯と口腔の健康づくり推進条例（案）について

1. 条例制定の経緯

国において、平成23年8月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が公布された。歯科疾患の予防による口腔の健康の保持の推進に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体の責務等を明らかにし、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進することとなった。法律に基づき、愛知県では平成25年3月に「あいち歯と口の健康づくり8020推進条例」を制定した。

町においても、町民が生涯にわたって主体的に歯と口腔の健康に関心をもち、関係者がその取り組みを効果的に支えることにより、町民の健康で質の高い生活の確保につなげることを目的に条例を制定する。

2. 条例の内容

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 町の責務
- 第5条 町民の責務
- 第6条 歯科医療者等関係者の責務
- 第7条 保健医療等関係者の責務
- 第8条 事業者の責務
- 第9条 基本的施策
- 第10条 委任

3. パブリックコメントについて

- (1) 募集期間 令和5年1月10日（火）から1月24日（火）まで
- (2) 公表方法 保健センター窓口、庁舎1階情報コーナー、町公式ホームページで豊山町歯と口腔の健康づくり推進条例の制定案を公表する。
- (3) 募集方法 窓口提出、郵送、電子メール又はファクス
- (4) 結 果 ご意見なし

4. 今後のスケジュール

- 令和5年2月 豊山町健康づくり審議会
- 令和5年3月 議会上程
- 令和5年4月1日 施行